

兵庫県公報

平成27年3月31日 火曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

監査委員公告	ページ
○ 包括外部監査の結果に係る措置結果について	1

監査委員公告

包括外部監査の結果に係る措置結果について

平成26年3月31日付けで公表した包括外部監査の結果に対し、知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知が平成27年3月9日にあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成27年3月31日

兵庫県監査委員

藤田孝夫
藤川泰延
山本亮三
黒田一美

平成26年3月31日付け包括外部監査報告に係る措置
産業労働部が所管する事業に関する財務事務の執行及び事業の管理並びに出資団体等の経営管理について

外部監査人の指摘事項及び意見	対応及び改善策
<p>第3 産業労働部が所管する事業に関する財務事務 【3】 共通事項 (1) 予算及び決算額について当年度の実質的な収支を開示すべき（意見） 中小企業向けの制度融資、単年度融資について、各団体へ年度初めに資金を貸し付け、年度末に資金を回収し、1年間の貸付を毎年度繰り返すことにより、各貸付実施主体の過去の融資残高の財源も確保している。 各年度の実質的な事業費が予算・決算からだけでは読み取ることができなくなっているため、単年度融資（中小企業設備貸与資金貸付金、中小企業経営革新企業支援資金貸付事業、実用化開発資金貸付事業）については、少なくとも中長期的には長期貸付に切り替えるべきであるが、その間、このことを明確化するため、予算及び決算額について（過年度の金額を含まない）当年度の実質的な収支を開示すべきである。 また、制度融資については、過年度に実施した事業費が県の予算及び決算額に繰り返し計上されていることを明確化するため、予算及び決算額について（過年度の金額を含まない）当年度の実質的な収支を開示すべきである。</p>	<p>単年度貸付等については、当該年度における新規貸付金額が明らかになるよう新規分と過年度分を区分した上で、歳入歳出予算参考資料及び歳出決算参考資料において開示する。</p>
<p>(2) 県に拠出した県債管理基金の会計処理に関する開示を工夫すべき（意見） 国際交流事業会計の収益には、県債管理基金の取崩しを交付金収入として計上している旨及び金額を注記すべきである。</p>	<p>基金取崩しによる交付金の受入れは、基金運用益と異なり新たな収益ではないことから、今後経常収益に計上する際には、財務諸表の注記において、当該交付金は基金取崩しによる旨の記載を行う。</p>
<p>【4】 個別事業 <本県経済の持続可能性の持続的成長を牽引する地域基幹産業（域外需要産業）の成長促進> 1. 先端科学技術支援センター（I期）管理運営費等 (1) 今後の施設のあり方について検討すべき（意見） 宿泊者の対象が、S P r i n g - 8関係者から粒子線医療センター関係者へと大きく変化している現状においては、先端科学技術支援センターI期棟を研究開発支援のみを目的とした公の施設として県が保有する意義は薄れ、新しい宿泊需要の開拓やそれに対応する施設改修、民間への売却について可能性を検討するなど、今後の施設のあり方について検討する必要がある。</p>	<p>引き続き研究開発への支援に加え、新たな宿泊需要を開拓する取組みを進めるとともに、今後の社会情勢の変化を踏まえつつ、将来の施設のあり方について研究する。</p>

<p>3. 新事業・雇用創出型産業集積促進事業</p> <p>(1) 補助金関連証憑の審査方法を改めるべき(意見)</p> <p>投資額は、補助金算定の根拠となるものであるため、請求書、納品書などについて確認するとともに、設備投資額一覧表と現物との突合せや一定期間経過後の使用状況の確認を行うなどして、当該支出が補助対象となる施設や設備に対して投資されたものであるかの確認を行うべきである。</p>	<p>補助金の審査(実績確認)は、①設備投資一覧表、②契約書、③領収書・銀行振込明細等の提出に加え、④現地調査の実施を行っているが、これらの審査だけでは不十分なものについては、「請求書、納品書や取締役会等で承認された設備投資計画等」の提出も求める。併せて、現地調査においても、「設備投資額一覧表と現物との突合せ」を可能な限り実施し、十分な審査を行う。</p> <p>また、補助事業者に対し補助金の返還ルールに基づき、工場等の稼働状況を随時確認(10年間)しているが、その際に設備の使用状況についても必要に応じて確認を行う。</p>
<p>(2) 支配下にある法人との取引については、価格の妥当性を確認すべき(意見)</p> <p>子会社との取引については、両者が通謀のうえ価格を不当に吊り上げるリスクがある。子会社との取引金額については、当該子会社からも検査資料を入手するなど価格の妥当性の確認方法を検討し、慎重に吟味すべきである。</p>	<p>補助対象項目の中に子会社との取引が含まれているケースについては、補助事業者に対して、取引相手方や取引価格の妥当性についてのヒアリング等を実施し、慎重に審査を行うこととする。</p>
<p>(3) 適切な指標を設定すべき(意見)</p> <p>事務事業評価資料の「目標の達成度を示す指標」として、企業立地件数が採用されているが、事業自体の成果として県内全域の企業立地件数のみを開示している現在の事務事業評価資料においては、すべての企業立地が当事業の成果であるかのように誤解されかねないため、①県内全域の企業立地件数、②指定拠点区域での企業立地件数、③実際に補助を実施した件数を適切に区分して開示すべきである。</p>	<p>県内全域の企業立地件数に加え、指定拠点区域内における企業立地件数(当該事業を活用して立地した件数)も併記することにより、より適切な指標とする。</p>
<p>5. 工業技術センター維持運営及び試験研究費</p> <p>(1) 固定資産の現物確認の証跡のあるリストは、一定期間保存しておくべき(意見)</p> <p>備品出納簿にかかる自己検査は、「現在高に異動があった月のほか年に1回以上」とされており、財務規則に則って行われているが、その現物確認をいつ、誰が実施したのかが分かる様式となっておらず、現物確認リストの保管も求められてはいなかった。</p> <p>現物確認を実施した検査者の氏名や検査日などの証跡が残ったリストは、現物の実在性を証明するとともに、不明のものについては除却処理を行うための重要な証憑資料であり、検査者及び検査日を記録した書類を一定期間、保存しておくことが重要であり、自己検査の一連の事務手続を明文化しておく必要がある。</p>	<p>意見を踏まえ、備品の自己検査である事務手続きは、平成26年1月に明文化した。</p> <p>現物確認リストは、担当者が現物確認の上、確認日、確認者名を記録した後、各部、各グループごとに取りまとめグループ長が最終確認を行う。</p> <p>現物確認リストによる確認は、年1回実施することとし、平成26年2～3月及び平成27年3月に実施した。</p>

<p>(2) 機器の使用状況について、モニタリングした結果を文書で報告し、機器の有効利用を図るべき(意見)</p> <p>機器の使用状況確認についてのコメント等が残されていないため、使用日数が極端に少ない機器について、異常性の有無が客観的に分からない状況にある。実際の使用日数と使用見込日数との乖離原因を調査し、その結果を文書で残して当該機器の更新時の資料として活用する必要がある。</p> <p>また、使用日数が極端に少ない機器については、使用日数だけでなく、その原因や今後の継続保有の必要性も含めて文書で整理し、機器の有効利用を図る仕組みが必要である。</p>	<p>購入機器（重要物品）については、年間使用日数を取りまとめる際に、購入時に想定した使用見込み日数を大きく(概ね2分の1)下回る場合は、その原因を分析するとともに、保有・処分(売却含む)について検討し、文書で整理する。</p>
<p>(3) 購入機器について、使用見込日数を勘案した選定をすべき(意見)</p> <p>機器の使用料収入で機器の取得価額を回収することは難しいが、投資金額に対するコスト意識をもつことが重要であり、機器を購入する際には、その必要性だけでなく、使用見込日数も勘案して選定する必要がある。</p>	<p>機器を購入する際には、試験研究のための必要性だけでなく、開放機器としての利用ニーズを踏まえた使用見込み日数も勘案して選定する。</p>
<p><地域の個性と魅力を活かす地域資源型産業・観光誘客型産業の振興></p> <p>1. 皮革排水特別対策費補助事業</p> <p>(1) 補助継続の必要性について検討すべき(意見)</p> <p>県内の皮革産業の排水費(終末処理経費)については、事業者が3割、県と各市町が7割を負担しているが、排水費用は原則事業者が負担すべきであり、事業者負担割合を増加させる努力が必要である。</p> <p>現状、当該補助金の終了年限の定めはないため、今後、県は市町に対する当該補助金の終了年限を想定しつつ、補助金額を減らしていくとともに、業界の自主的な経営努力(自助努力)を促し、応分の負担を求めていく(原因者負担割合を増加させていく)ことの変更が求められる。</p>	<p>皮革排水の処理には多額の費用を要するが、皮革業者には中小・零細企業が多く使用料(皮革排水処理に係る下水道料金)全額を負担することが困難な状況である。</p> <p>県が仲介役となり事業者と市町で協議し、順次使用料を引き上げてきているものの、市町に多額の負担が生じているため、揖保川流域下水道における終末処理経費を対象に、暫定的に3市町に対して財政支援を行っている。</p> <p>今後も使用料の協議に際しては、事業者に対し、経営努力を促しつつ、処理経費への応分の負担を求めるよう、使用料の引き上げに努める。</p>
<p><各地域の域内経済循環を促進する産業構造の構築></p> <p>1. 地域経済活性化支援費補助</p> <p>(1) 商工会議所連合会への補助金交付の方式を改めるべき(意見)</p> <p>県から商工会議所連合会への補助金は9月に概ね半額が交付されているが、そのほとんどが、連合会から各商工会議所へ適時に交付されていなかった。</p> <p>当該補助金の交付の方式を改め、(ア) 補助金交付時期を商工会議所連合会から各商工会議所への補助金交付時期に合わせて年度末に交付するか、</p>	<p>商工会議所連合会への補助金交付については、各商工会議所の資金需要をみながら、必要に応じて概算払を実施する方式に改めた。</p>

<p>もしくは、(イ) 県から商工会議所連合会への補助金交付時期を各商工会議所の実施事業の内容が決定する6月を目途に概算払した上で、商工会議所連合会においては県から受けた補助金を各商工会議所へ速やかに補助金を概算払する等によって、各商工会議所の事業実施財源を適時に確保するような制度に改めるべきである。</p>	
<p>(2) 補助金にかかる実績報告においては補助の使用目的を明確化すべき (意見)</p> <p>補助金の実績報告書及びその添付証憑について、領収書への事後的な加筆は禁止し、支出先から入手した領収書の但し書きが空白の場合にはその取引内容が分かるような書類を添付し、補助金にかかわらず使用目的を明確化することに留意すべきである。</p>	<p>補助対象の内外に関わらず、事業全体の支出について領収書の但し書きに取引内容の詳細を記載するなど、使用目的が明確に示されるよう指導を行った。</p>
<p>(3) 県への補助金の実績報告においては事業内容の説明及び定量的な情報の記載を求めるべき (意見)</p> <p>補助金の実績報告について、検査の効率化を図るため、県は商工会議所連合会及び商工会連合会に対し、実施した事業の内容に加えて講習会への参加人数等定量的な情報の記載を求めるべきである。</p> <p>また、参加者の満足度調査結果等の事業効果に関する客観的な情報が添付されることが望まれる。</p>	<p>各連合会に対し、実績報告において講習会等への参加人数などの定量的な情報や、アンケート結果等の事業効果に関する客観的な評価を記載するよう指導を行った。</p>
<p>(4) 補助金の実績報告検査において実施要領 (マニュアル) を使用すべき、またQ & A等の事例集を整備してこれまでの検査ノウハウを生かすべき (意見)</p> <p>各県民局職員が検査を行うために参照する実施要領(マニュアル)は、過去に作成されたまま内容の見直しが行われておらず、検査を行う過程で生じた疑問点に対する回答は、質問のあった県民局以外へはフィードバックされていない。</p> <p>実施要領の見直しを行い、実施要領を使用して検査を行うとともに、Q & A等の事例集を整備してこれまでの検査ノウハウを生かすべきである。</p>	<p>平成26年度補助金検査に向けた実施要領を作成するとともに、これまでに蓄積された事例をとりまとめ事例集として整備した。</p>
<p>(5) 同一市町内に存在する商工会議所と商工会の重複解消を検討することが望ましい (意見)</p> <p>効果的・効率的な中小企業対策を目指して、同一市町内に複数の経済団体が存在している市町の商工会議所及び商工会については重複の解消を検討することが望まれる。</p>	<p>小規模事業者支援の効率性の観点からは重複の解消が望ましいが、一方で、併存に至った経緯や当該区域において現行団体が果たしている役割等は十分に考慮する必要があることから、当該区域内の商工会議所・商工会の意向も踏まえながら制度見直しの検討を国に提案することも含め</p>

	慎重に検討していく。
<p>＜地域人材力の強化と雇用の安定＞</p> <p>1. ひょうご仕事と生活センター事業</p> <p>(1) 有期事業も継続事業と同様の事業評価を実施すべき（意見）</p> <p>当該事業は県の重要施策の一つであり、予算額も比較的多額であるにも関わらず、法人県民税超過課税事業であるという理由で、県実施の事務事業評価の対象とはなっていない。有期事業と言えども、継続事業と同様の事業評価及び事業手法の見直しを実施することが必要である。</p>	平成26年度当初予算から、超過課税事業についても事務事業評価の対象としている。
<p>(2) 事業評価の適切な指標を設定すべき（意見）</p> <p>当事業で実施している取組はワンストップ相談及び相談員派遣のみではないが、相談件数以外に事業の成果を測定する指標は設定されていない。WLB（ワーク・ライフ・バランス）の普及と実践という事業目的の成果を測定するためには、県下企業におけるWLB表彰企業の割合など、より包括的な指標を設定すべきである。</p>	平成25年12月に策定された「安全元気ふるさとひょうご」実現プログラムにおいて、相談対応件数に加え、研修実施企業数、ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言登録企業数、中小企業育児休業・介護休業代替要員確保支援事業助成件数を新たに指標として設定し、包括的に事業の成果を測定している。
<p>(3) プロパー職員の構成比率を高めていくべき（意見）</p> <p>センターの主な従事業務については、必ずしも県庁からの派遣職員でなければ行うことができないといった業務内容とは言い難く、派遣職員の短期的な異動により専門的ノウハウがひょうご仕事と生活センターに蓄積しにくいという課題もある。</p> <p>有期事業といえども、WLB推進を目的とする当事業は県の重要施策の一つであり、今後も県にとって重要性の高い事業として継続していくことが見込まれるため、事業継続性の観点から、プロパー職員の構成比率を高めていくべきである。</p>	ひょうご仕事と生活センター事業の主要な従事業務である相談業務等は、ワーク・ライフ・バランスについての企業コンサルティングの専門知識が必要とされることから、継続的に関われる専門性を有した人材の確保に努めている。
<p>(4) 県担当者による実施報告書内容の確認において、指針の設定及び確認事項の記録を残すべき（意見）</p> <p>実績報告書の内容は県庁職員が現地調査を行い、収支に関する証拠書類及び関係帳票を確認しているが、具体的な調査内容の記録が残されていない。事前に確認すべき帳票やポイントの整理を行い、チェックリストを作成するなどして確認内容をマニュアル化し、審査水準の指針を示すべきである。</p>	平成26年3月に「ひょうご仕事と生活センター事業チェックリスト」を作成し、審査水準の指針を示すとともに、リストに整理した確認内容に基づき審査を行っている。
<p>(5) 育児・介護等離職者再雇用助成金の利用率が低迷している原因を適切に把握分析するとともに、その結果によっては、廃止も含めた当該制度のあり方を見直し検討すべき（意見）</p>	

<p>支給要件を緩和したにも関わらず、利用率が低迷しているため、利用率が低迷している原因を適切に把握分析するとともに、その結果によっては、廃止も含めた当該制度のあり方を見直し検討する必要がある。</p>	<p>利用率が低迷している要因であった同一企業内での再雇用要件を平成26年度より撤廃した。要件緩和の内容を周知することにより、利用率の向上に努める。</p>
<p>3. 離職者等再就職訓練事業 (1) 応募者が少なく中止となったコースにつき、再設定及び再募集すべき（意見） 応募者が少なく、中止となったコースについては、コースを再設定する等、空いた予算枠につき有効活用することが望ましいと考える。 多額の不用額が今後も継続的に生じる場合は、予算を減額することも検討すべきである。</p>	<p>中止コースの再設定は行っていないが、コース中止により空いた予算枠については、訓練コースの実施状況を勘案し、ニーズの高いコースの追加募集を実施するなど予算の有効活用を図っている。引き続き訓練ニーズを踏まえつつ予算の有効活用を図る。</p>
<p>(2) 事務事業評価資料の効率性にかかる「指標 1 単位あたりのコスト」の表記について再検討すべき（意見） 事務事業評価資料によると、「指標 1 単位あたりのコスト」が算定されている。事業の総コスト（事業費＋人件費）を就職率（％）で除した数値を採用しているが、分母をパーセンテージとする計算式は合理性がなく、指標として意味のないものになってしまっている。事業の適正な評価を実施するため、使用する指標は適切に設定すべきである。</p>	<p>平成26年度当初予算の事務事業評価資料より、目標の達成度を示す指標を「訓練受講者数」、「就職者数」に変更している。</p>
<p>4. 実習・座学連携養成事業（デュアルシステム）実施事業 (1) 応募者が少なく中止となったコースにつき、再設定及び再募集すべき（意見） 離職者等再就職訓練と同様、中止となったコースの代替コースの設定はされていないため、他の応募率の高いコースを再設定する等、空いた予算枠につき有効活用することが望ましいと考える。 なお、多額の不用額が今後も生じる場合には、予算を減額（事業の縮小）することも検討すべきである。</p>	<p>デュアルシステムについては、標準的な訓練期間が4か月とされており、かつ訓練実施前にハローワークにおいてキャリアコンサルティングを実施するなど、訓練募集も含めると6か月ほどの期間を要する。 このため、訓練が中止となったコースの再設定、再募集を行うのは難しい状況であるが、空いた予算枠を離職者等再就職訓練事業のニーズの高いコースへ配分するなど予算の有効活用を図っていく。</p>
<p>(2) 予算と実績が乖離しており、より効果的なコース設定を行うべき（意見） 予算額と執行額に1億円以上の差が生じている。デュアルシステムによる委託訓練は民間企業の協力が不可欠であり、通常の委託訓練に比べ受託側の応募数が少なくなると考えられるが、ハローワークや経営者協会等関連団体と連携して受入れ企業の拡大を図り、訓練及び就業機会を確保す</p>	<p>以前よりハローワークや経営者協会等関連団体と連携協力を行っており、ニーズを踏まえつつ更なる受け入れ企業の拡大に努め、訓練及び就業機会を確保していく。 なお、平成26年度は予定通り採択しており、前年度と比べ採択実績は増加している。</p>

<p>べきである。 また予算額についても、コース設定の実現可能性を考慮した上で設定し、機会損失を防止すべきである。</p>	
<p>(3) 事務事業評価資料の効率性にかかる「指標 1 単位あたりのコスト」の表記について再検討すべき (意見) 離職者等再就職訓練事業に同じ</p>	<p>平成26年度当初予算の事務事業評価資料より、目標の達成度を示す指標を「訓練受講者数」、「就職者数」に変更している。</p>
<p>5. 知的障害者委託訓練実施費等 (1) 長期貸付とすべき (意見) 実質的には長期の貸付金であるが、単年度貸付を繰り返し実施しており、年度末から翌年度初日の 2 日間は阪神友愛食品(株)から県に対して資金の返済が実施されている。安定的な財政運営、財政運営の透明性・説明責任の観点から、長期貸付にすべきである。</p>	<p>阪神友愛食品(株)が実施する知的障害者の能力開発訓練事業の運営を支援するため、毎年度無利子で貸付を行っているものであり、同社の財政状況を長期・安定的に補填するものでないことから、長期貸付ではなく、同社の責任を明確に求める単年度貸付とすることが適切である。</p>
<p>(2) 支援スキームの見直しをすべき (意見) 貸付金(阪神友愛食品(株)にとっては借入金)の用途は貸付金そのものを経費使用することではなく、資金運用による運用益(利息等)を事業費にあてることを前提としたスキームとなっている。 運用益を発生させるためにその原資を直接貸付するよりは、運用益部分のみを補助金の形で交付する方がリスクは低いことから、運用果実相当額を補助金化する等、支援スキームを見直す必要がある。</p>	<p>阪神友愛食品(株)が実施する知的障害者の能力開発訓練事業の運営支援を行うため実施している事業であり、同社の自己努力を促す必要があることから、その運用にかかる事務や運用成果に対する責任は、同社で担うべきものである。</p>
<p>6. 県立職業訓練校管理運営費等 (1) 施設保守管理経費につき一括発注を検討すべき (意見) 経費削減方法の選択肢として、施設保守管理を一括してビルメンテナンス業者に発注する方法があるが、これまでは一括発注自体が検討されておらず、個別発注した場合と一括発注した場合の経費見積もりの比較もされていない。 公共施設であるため経費削減のみを目標とすることは避けるべきであり、地元企業の公平な受注機会は確保されるべきであるが、効率的な管理運営のため一括発注を選択肢に加えることを検討すべきである。</p>	<p>故障時の迅速な対応が必要であることから、これまでの施設保守管理にあたっては、地元企業への個別発注としてきた。平成27年度については各施設が既に複数年度契約を締結しているが、より効率的な管理運営を図るため、複数年契約終了後、施設保守管理の一括発注を選択肢に加える。</p>
<p>(2) 決算額の集計のあり方を再検討すべき (意見) 当該事業の予算と決算との差額について、十分な分析ができていなかった。 各訓練校において、予算は報酬、賃金、需用費、委託料等の費目別で令達され、決算においても当</p>	<p>当該事業は、各校の状況を踏まえたうえで、訓練校全体で予算・決算事務を行っており、事業の執行にあたっては訓練校全体で報酬、賃金、需用費、委託料等の費目単位で執行状況を把握し、予</p>

<p>該費目別で把握されるため、細事項別での決算額は明らかにされていないためである。 このため、決算額の集計のあり方を再検討する必要がある。</p>	<p>算と決算の差額について分析を行っている。 決算額の集計については、引き続き適正な事務処理に努める。</p>
<p>(3) 履修者 1 人あたりのフルコストを把握すべき (意見) 県立訓練校で発生する経費について、校別又は講座別履修者 1 人あたりのフルコストを把握し、原価管理や民間企業との比較データとして活用していくことが望ましい。</p>	<p>決算額を基に訓練生 1 人当りの経費の算出を行い、校運営の参考資料として活用している。</p>
<p>7. 緊急雇用就業機会創出市町事業費補助 (1) 人件費の割合が 2 分の 1 を下回る事業につき、割合を高める取組を行うよう市町に指導すべき (意見) 緊急雇用創出事業要領によると、事業全体として人件費が 2 分の 1 以上であればよく、個々の事業は必ずしも 2 分の 1 以上でなければならないことはないが、事業目的に鑑み、特に人件費が 40% を下回るような事業については、事業計画の立て直しを求める等、具体的な取組が必要である。</p>	<p>市町に対し、ヒアリング等の機会を通じ、事業ごとに人件費が 2 分の 1 を極端に下回ることはないよう、注意喚起を行ってきた。</p>
<p>(2) より雇用・就業機会を創出する効果が高い事業を実施すべき (意見) 離職者の過半数が就業に結びついた事業も半数程度あるものの、事業終了後の就職率 0% という事業も 110 件と全体の 3 割程度存在するため、実施要領に求められる条件を満たし、より失業者にとって効果的な事業を計画すべきである。 なお、事業終了後、県は追跡調査を行って就職状況 (就職率) を確認しているが、当該就職率については目標値が設定されていなかったため、目標値を設定することが望ましかったと考える。</p>	<p>次の雇用につながる事業の企画及び執行に努めるよう、説明会やヒアリングの機会を通じて関係各課や市町に対し、働きかけている。 なお、国要領で目標設定することが明記されている「地域人づくり事業」については、雇用創出数や処遇改善事業所数等の目標設定や実績の把握を引き続き行っていく。</p>
<p>8. シルバー人材センターマッチング強化推進事業 (緊急雇用創出事業) (1) 実態に即した契約を締結すべき (結果) 受入可能人数を超えた契約内容となっていたため、契約を締結する際には、シルバー人材センター側の実施体制を十分に考慮し、新規に受け入れが可能な人数を把握したうえで、実態に即した契約を締結すべきである。</p>	<p>平成26年度の契約締結にあたっては、委託先の体制等について、従前からの事前確認に加えて、契約締結前にも再度確認を行い、実態に即した契約を締結した。</p>
<p>(2) 変更契約については適時に締結すべき (結果) 当初契約で新規雇用者を 21 名としていたが、実際の新規雇用者は 16 名となり、平成 24 年 6 月末時点において、報酬が減額となる見込みとなったにもかかわらず、平成 25 年 3 月までの間に何ら変更契約が行われてこなかったことは適時性の観点から問題である。</p>	<p>変更事由が生じた場合は適時に変更契約を行う。</p>

<p>契約と実態が異なる場合は、変更契約につき、合理的な理由であるか吟味したうえで、適時に締結すべきである。</p>	
<p>(3) 委託契約変更の要否にかかる基準を策定すべき(意見)</p> <p>精算を伴う委託契約について、年度当初に策定した計画や見積金額と実際の金額が異なる場合、どの程度の乖離がある場合に変更契約を行うのか、また、どの時点で変更契約を行うかについては、当該事業のみならず、全庁的に特段ルールが定められていない。</p> <p>契約書や業務仕様書に記載された内容が適切に実施されているかどうか、また、当初の契約書や業務仕様書自体が実態に沿ったものであるかどうかを適時に把握するために、委託契約変更の要否にかかる基準を策定すべきである。</p>	<p>平成26年7月に「緊急雇用就業機会創出等事業に係る契約変更の基準」を策定し、関係課室や市町に対し、基準に該当する場合には、速やかに変更契約を締結するよう周知を図った。</p>
<p>(4) 県担当者による実施報告書内容の確認において、指針の設定及び確認事項の記録を残すべき(意見)</p> <p>実績報告内容の調査を行う担当者によって確認する項目が異なることがないように、確認すべき帳票やポイントをまとめたチェックリストを作成し、また確認した事項の記録を保管しておくべきである。</p>	<p>事業の実績確認におけるより適切な審査を確保するため、平成26年7月に「緊急雇用就業機会創出等事業履行確認チェックシート」を作成し、関係課室や市町に対し、履行確認時に活用するよう周知を図った。</p>
<p>9. 淡路島における6次産業人材育成事業(緊急雇用創出事業)</p> <p>(1) 経費を厳密に精査すると共に実態に即した契約を締結すべき(意見)</p> <p>変更契約時点と実績報告書の金額が大幅に乖離しており、適切に査定が行われたとは言い難い結果となっている。また、当該事業は金銭的な重要性も高く、多くの費目から構成されている。このため、実質的な支払上限額が適切に設定されなかった場合は、査定の甘さから経費全体として必要以上の支払いを行ってしまうリスクがあると共に、多くの費目間流用が容易となる結果として支払額の妥当性が曖昧となるリスクがある。</p> <p>当初の契約時や変更契約時において、個々の経費の金額が妥当であるかを十分に吟味し、実態に即した契約を締結すべきである。</p>	<p>事業執行に当たっては、契約時に、個々の経費の妥当性を審査している。</p> <p>また、変更契約において、当初の経費積算から費目間の流用が必要な場合には、その流用の妥当性、必要性を十分検討し、実態としてやむを得ない場合に限定するなど、適切な契約管理を行っている。</p> <p>このことを徹底し、各費目の契約金額と実績額の乖離を防止するため、平成26年7月に「緊急雇用就業機会創出等事業に係る契約変更の基準」を策定し、関係各課や市町に対して周知を図った。</p>
<p>(2) 委託契約変更の要否にかかる基準を策定すべき(意見)</p> <p>精算を伴う委託契約について、年度当初に策定した計画や見積金額と実際の金額が異なる場合、どの程度の乖離がある場合に変更契約を行うのか、また、どの時点で変更契約を行うかについ</p>	<p>平成26年7月に「緊急雇用就業機会創出等事業に係る契約変更の基準」を策定し、関係課室や市町に対し、基準に該当する場合には、速やかに変更契約を締結するよう周知を図った。</p>

<p>ては、当該事業のみならず、全庁的に特段ルールが定められていない。</p> <p>契約書や業務仕様書に記載された内容が適切に実施されているかどうか、また、当初の契約書や業務仕様書自体が実態に沿ったものであるかどうかを適時に把握するために、委託契約変更の要否にかかる基準を策定すべきである。</p>	
<p>(3) 県担当者による実施報告書内容の確認において、指針の設定及び確認事項の記録を残すべき(意見)</p> <p>実績報告内容の調査を行う担当者によって確認する項目が異なることがないように、確認すべき帳票やポイントをまとめたチェックリストを作成し、また確認した事項の記録を保管しておくべきである。</p>	<p>事業の実績確認におけるより適切な審査を確保するため、平成26年7月に「緊急雇用就業機会創出等事業履行確認チェックシート」を作成し、関係課室や市町に対し、履行確認時に活用するよう周知を図った。</p>
<p>10. 中小企業育児休業・介護休業代替要員確保支援事業</p> <p>(1) 利用件数拡大のため、より効果的な広報活動及び利用推進をすべき(意見)</p> <p>当初予算額と決算額の乖離が大きく、件数ベースでも大幅な計画未達が続いている。育児休業給付金・介護休業給付金制度(ともに雇用保険の一環)の窓口であるハローワークとの連携を深めるなど、より効果的かつ効率的な広報活動及び利用推進活動を実施すべきである。</p>	<p>実績は、平成25年度67件から26年度122件(平成27年2月末現在)に、大幅に増加している。また、助成金支給の前提となる代替要員採用決定報告書の受理件数も増加しており、今後、支給件数の更なる増加が見込まれる。</p> <p>昨年度に引き続き、社会保険労務士会等の関係団体を通じた啓発を行うとともに、ワーク・ライフ・バランス推進員による企業の個別訪問等により、県内企業に対して制度の周知を図る。さらに、特にハローワークを始め兵庫労働局との連携を深め、より効果的かつ効率的に利用推進活動を実施する。</p>
<p>(2) 事業の実績評価が不十分である(意見)</p> <p>県の重要施策の一つであること、また予算2億円(平成24年度～)と事業規模としても重要であるにも関わらず、法人県民税超過課税を財源としているため、事務事業評価の対象となっていない。</p> <p>期中におけるPDCAサイクルによる管理を行い、事業評価及び事業手法の見直しを実施すべきである。</p>	<p>平成26年度当初予算から、超過課税事業についても事務事業評価の対象としている。</p>
<p>(3) 県担当者による実施報告書内容の確認において、指針の設定及び確認事項の記録を残すべき(意見)</p> <p>具体的な調査内容の記録が残されていない。チェックリストを作成するなどして、確認内容をマニュアル化し、審査水準の指針を示すべきである。</p> <p>また、当補助金については今後申請件数が増加</p>	<p>平成26年3月に「ひょうご仕事と生活センター事業チェックリスト」を作成し、審査水準の指針を示すとともに、リストに整理した確認内容に基づき審査を行っている。</p>

<p>する見込みであり、チェック体制の強化が望まれる。</p>	
<p><国際交流の促進と多文化共生社会の構築> 1. 淡路夢舞台国際会議場の管理運営 (1) 中長期事業計画（収支計画を含む）の策定が必要（意見） 稼働率が21%と低く、約70百万円の利用収入に対し、2億円を超える管理運営費がかかっている。また、施設設備の老朽化も進んでおり、その対応も含めた中長期事業計画（収支計画含む）を策定する必要がある。</p>	<p>現在、(株)夢舞台の東京オフィスにコンファレンス部職員を常駐させる等による積極的な誘致活動や利用料金の見直し等により会場の利用促進を行っている。</p> <p>淡路夢舞台国際会議場の活性化を図るには、淡路夢舞台施設全体の中で活用することが重要であることから、施設を運営・管理する(株)夢舞台が策定した中期経営計画も踏まえて中長期事業計画の策定を検討する。</p>
<p>(2) 指定管理料の削減の余地がないか再検討が必要（意見） 淡路夢舞台施設群全体の指定管理者である(株)夢舞台の平成24年度決算においては、約70百万円の利益（法人税等51百万円）を計上していることから、いまだ指定管理料の削減の余地がないかどうか、再検討する必要がある。</p>	<p>施設を運営・管理する(株)夢舞台とも協議し、サービスレベルを維持しながら指定管理料を削減するため、事業費等について見直しを行った。</p> <p>なお、(株)夢舞台の平成24年度決算の黒字はホテル等の自主事業で得たものであり、会議場指定管理業務の収支は均衡している。</p>
<p>(3) 委託業務のモニタリングが必要（意見） 指定管理料のなかの警備保安、衛生管理等は、その業務内容（警備時間帯ごとの警備人数等）を変えることなく、金額だけ縮減しているとのことであるが、その委託業務のサービスレベルが落ちていないかモニタリングして、その証跡を残しておく必要がある。</p>	<p>利用者へのアンケート等を実施し、サービスレベルが低下していないか、随時確認する。</p>
<p>2. 姉妹州省等との友好交流推進費事業 (1) 費用対効果が見えず、ゼロベースで事業を見直し検討することが必要（意見） 海外事務所設置の費用対効果が見えないなか、姉妹州省等との友好交流推進費事業について、海外事務所の存在ありきではなく、ゼロベースで当該事業を見直し検討する必要がある。</p>	<p>海外事務所においては、友好交流推進のみならず、近年では、経済のグローバル化を背景に、県内中小企業の海外展開支援の要請が高まっているため、経済機能の強化を図っている。</p> <p>例えば、パリ事務所では日本酒や神戸牛等の県産品展開支援、ワシントン州、西豪州、香港の各事務所では県内中小企業の進出支援、ブラジル事務所では海苔などの輸出品に関する現地調査支援等を行っている。</p> <p>なお、平成26年度から、海外事務所の活動を積極的に記者発表するなど、成果の更なる「見える化」に努めている。</p>

<p>3. 国際交流事業交付金（基金管理特別会計）事業 (i) 県に拠出した基金の会計処理に関する開示を工夫すべき（意見）（再掲）</p> <p>国際交流事業会計の収益には、県債管理基金の取崩しを交付金収入として計上している旨及び金額を注記することが望まれる。</p>	<p>基金取崩による交付金の受入れは、基金運用益と異なり新たな収益ではないことから、今後経常収益に計上する際には、財務諸表の注記において、当該交付金は基金取崩しによる旨の記載を行う。</p>
<p><貸付事業と損失補償（総論）> (i) 予算及び決算額について当年度の実質的な収支を開示すべき（意見）（再掲）</p> <p>中小企業向けの制度融資、単年度融資について、各団体へ年度初めに資金を貸し付け、年度末に資金を回収し、1年間の貸付を毎年度繰り返すことにより、各貸付実施主体の過去の融資残高の財源も確保している。</p> <p>各年度の実質的な事業費が予算・決算からだけでは読み取ることができなくなっている。財政状況を明確化するため、予算及び決算額について（過年度の金額を含まない）当年度の実質的な収支を開示すべきである。</p>	<p>単年度貸付については、当該年度における新規貸付金額が明らかになるよう新規分と過年度分を区分した上で、歳入歳出予算参考資料及び歳出決算参考資料において開示する。</p>
<p>3. 地域金融支援融資制度損失てん補金 (i) 損失補償に関する検査について（意見）</p> <p>損失補償が貸倒れの件数にかかわらず、融資実績に基づいて算定されることから、損失補償に関する検査について、実際に貸倒れの生じた融資先だけでなく、貸倒れの生じていない融資先についても融資の事実が存在するか、また、融資が制度の要綱を満たしているか等についてもサンプルを抽出して確認すべきである。</p>	<p>本制度の損失補償検査にあたっては、効果的な検査を実施する観点から、損失補償要綱に定める「補償の対象となる債権」（貸倒の生じた融資先）に重点を置いて検査している。</p> <p>これまで金融機関が悪意をもって架空融資を実績に含めるような事は想定していなかったが、平成25年度の検査においては、貸倒の生じていない融資先についてもサンプルを抽出して確認した。</p>
<p>4. 地域金融支援保証制度損失てん補金 (i) 損失補償検査のマニュアルを継続的に更新すべき（意見）</p> <p>金融機関の融資内容等の検査にあたっては、より効果的・効率的な検査を行うため、一定程度の専門知識が記載された検査マニュアルを整備することが望ましい。</p> <p>検査の要確認事項が「損失補償の実施にあたって～確認検査」（検査マニュアル）でまとめられているが、更新がなされていないため、過去の検査時に発見した事項や気づいた留意事項を適宜織り込み、検査のノウハウを蓄積することが必要である。</p>	<p>本制度における融資・保証審査については専門知識を有している地域金融機関及び商工中金が実施しているところであり、損失補償検査にあたっては、「損失補償の実施にあたって～確認検査」（以下「確認検査」という。）に記載しており、制度要綱・事務の手引き・損失補償制度要綱・損失補償契約書等に照らし、本制度の条件に合致した融資であるか否かに重点を置いて検査を行っている。</p> <p>検査の際に参照とする制度要綱、事務の手引き等は随時更新されており、これまで検査に支障が生じたことはないが、今後は必要に応じて「確認</p>

	<p>検査」に留意事項等を適宜織り込むこととした。</p>
<p><兵庫県立ものづくり大学校> (1) 在職者訓練の受講料単価の見直しを検討すべき (意見) 在職者訓練の受講料は、普通課程の授業料単価を基にして算定されているが、双方の授業内容が異なること等を考慮して、在職者訓練にかかる受講料単価の見直しを検討すべきである。</p>	<p>平成27年度より、訓練に要する経費の2分の1相当額を受講料として徴収することとした。</p>
<p>(2) ものづくり体験館単独で予算実績分析ができる体制を整備すべき (意見) ものづくり体験館事業費については、ものづくり大学校の経費と明確に区分されておらず、単独で予算実績分析ができる体制にない。事業の有効性を適切に評価するためにも、単独で予算と実績を分析する体制を整備すべきである。</p>	<p>ものづくり大学校では、教育施設と体験館で光熱水費を一括契約しており、合理的な按分基準(延床面積、稼働日数)により施設毎の実績値を把握することとしている。</p>
<p>(3) ものづくり体験館の事業評価指標を検討すべき (意見) 「ものづくり体験館体験事業」において、目標の達成度を示す指標として「派遣学校数」と「参加生徒数」が設定され、目標値は100校、14,000人となっている。1年間100校を受け入れたとすると年間100日の利用となるが、ものづくり体験館の開館日は年間300日弱となっており、残りの開館日200日弱については何ら目標値が設定されていない。他の開館日についても指標を設定することが望ましい。</p>	<p>平成26年度当初予算の事務事業評価資料より、より多くの中学生に体験機会を提供するという事業目的に合致するよう「ものづくり体験学習参加生徒数」を指標とするとともに、学校行事以外での利用度を測る指標として、新たに「ものづくり体験講座実施数」を加えている。</p>
<p>第4 産業労働部所管の出資団体の経営管理 <公益財団法人ひょうご産業活性化センター> 1. 新産業創造キャピタル事業 (1) 平成26年度末の事業終了後、速やかに事業総括を行い、効率的な投資事業のあり方について議論するための糧とされたい (意見) 平成16年度に復興10年委員会による総括検証を受けているものの、検証後の状況変化も見られることから、事業成果(売上増や雇用増等の経済効果)等について継続的に追跡調査と検証を進め、平成26年度末の事業終了後、速やかに事業総括を行い、効率的な投資事業のあり方について議論するための糧とされたい。</p>	<p>事業の終了後、総括評価を実施する。</p>
<p>2. 実用化開発資金貸付事業 (1) 新規貸付目標額及び予算の設定方法について見直しが必要 (意見) 予算設定の基礎となっている貸付目標額と、貸付実績が乖離し続けるのであれば、新規貸付目標額及び予算の設定方法について、実現可能性のある目標及び予算額の見直しの検討が必要であ</p>	<p>平成25年度より、事後貸付から事前貸付に変更したほか、審査会を2回から1回に集約し審査の効率化・迅速化を図るといった貸付制度の大幅な変更を実施した結果、貸付目標額200,000千円に</p>

る。	対し、貸付実績額は平成24年度の1件15,000千円から、平成25年度は12件107,840千円となり、貸付目標額と貸付実績額の乖離は縮小しつつある。
<p>3. 中小企業経営革新企業支援資金貸付事業</p> <p>(1) 活性化センターへの単年度貸付は長期貸付に切り替えるべき（意見）</p> <p>年度期首に貸付を行い、年度末に一旦返済するという単年度貸付を繰り返し実施しているが、実質は長期貸付であり、不確定な財源による歳出等の問題も指摘できることから、少なくとも中長期的には、長期貸付に切り替えるべきである。</p>	<p>一般財源により一度に所要額を確保することが現下の情勢では困難であることから、平成27年度は引き続き継続するが、今後、公社を取り巻く環境等を踏まえつつ検討していく。</p>
<p>(2) 融資後の融資資金使途にかかる県によるモニタリングを強化すべき（意見）</p> <p>融資開始時点だけでなく、融資実行後においても定期的に融資対象の固定資産が売却等の処分がなされる等の融資資金の目的外使用の有無の確認を制度的に行うべきであり、県は融資資金の目的外使用の有無の状況について活性化センターから報告を求めるべきである。</p>	<p>平成26年度より(公財)ひょうご産業活性化センターに赴き、下記について実行できているか立入検査を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 融資金の返済に滞りがある融資先については、年1回以上訪問し、融資対象資産の現物確認を行い、確認状況を「交渉結果報告書」に記録する。 ・ 融資対象資産が流動性・転売可能性の比較的高い資産である融資先については、年1回以上訪問し、融資対象資産の現物確認を行い、確認状況を「交渉結果報告書」に記録する。
<p>4. 地域産業振興資金貸付金</p> <p>(1) 制度に関する具体的な意見・要望を求めるなど利用状況報告書の内容を充実すべき（意見）</p> <p>翌年度以降の事業改善へ結びつけ、制度をより県内中小企業者等が使いやすくするために、制度の改善点を具体的なかつ積極的に収集する具体策を検討することが望まれる（例えばアンケートの項目に「制度に関する意見・要望」を追加することが考えられる）。</p>	<p>利用状況報告書の様式の備考欄を意見・要望欄に修正した。</p>
<p>(2) 修正財務諸表に基づいて債務償還能力の検討を行い、その結果を記録すべき（意見）</p> <p>融資審査における検討証跡を残し、説明責任を果たすため、また担当者の審査能力の維持・向上を図るために、決算数値の修正を適宜行った上で債務償還能力の検討結果を調査書に記録すべきである。</p>	<p>決算書の数値を適宜修正し、実質的償還能力により融資の判断を行い、その検証結果を調査書に記載している。</p>
<p>5. 中小企業設備貸与資金貸付金</p> <p>(1) 活性化センターへの単年度貸付は長期貸付に切り替えるべき（意見）</p> <p>「3. 中小企業経営革新企業支援資金貸付事業」に記載の意見と同様に、財政運営上の制約により一時に対応することは困難であっても、少な</p>	<p>一般財源により一度に所要額を確保することが現下の情勢では困難であることから、平成27年度は引き続き継続するが、今後、公社を取り巻</p>

くとも中長期的には、長期貸付への切り替えを検討すべきである。	く環境等を踏まえつつ検討していく。
<p>(2) 制度に関する具体的な意見・要望を求めるなど利用状況報告書の内容を充実すべき（意見）</p> <p>「4. 地域産業振興資金貸付金」に記載の意見と同様に、制度に関する具体的な意見・要望を求めるなど利用状況報告書の内容を充実すべきである。</p>	利用状況報告書の様式の備考欄を意見・要望欄に修正した。
<p>(3) 融資後の融資資金使途にかかる県によるモニタリングが不十分（意見）</p> <p>「3. 中小企業経営革新企業支援資金貸付事業」に記載の意見と同様に、必要に応じて現物確認を行うことを制度化し、融資後の融資資金使途にかかる県によるモニタリングを強化すべきである。</p>	<p>平成26年度より(公財)ひょうご産業活性化センターに赴き、下記について実行できているか立入検査を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 融資金の返済に滞りがある融資先については、年1回以上訪問し、融資対象資産の現物確認を行い、確認状況を「交渉結果報告書」に記録する。 ・ 融資対象資産が流動性・転売可能性の比較的高い資産である正常な融資先については、3年に1回以上訪問し、融資対象資産の現物確認を行い、確認状況を「訪問等記録（兼報告書）」に記録する。
<p>(4) 修正財務諸表に基づいて債務償還能力の検討を行い、その結果を記録すべき（意見）</p> <p>「4. 地域産業振興資金貸付金」に記載の意見と同様、融資審査における検討証跡を残し、説明責任を果たすため、また担当者の審査能力の維持・向上を図るために、決算数値の修正を適宜行った上で債務償還能力の検討結果を調査書に記録すべきである。</p>	決算書の数値を適宜修正し、実質的償還能力により融資の判断を行い、その検証結果を調査書に記載している。
<p>6. 中小企業設備貸与事業損失てん補金</p> <p>(1) 損失補償時において県は貸倒れの原因把握を行った上で補償の合理性を検討すべき（意見）</p> <p>損失補償を行うにあたって、融資が要綱に沿ったものであるかを確認することを主眼として検査を行っているが、県が活性化センターから貸倒れの原因の報告を受けるなどにより貸倒れの原因把握を行った上で補償の合理性を検討すべきである。</p>	損失補償の請求を受ける際に、延滞、あるいはデフォルトに陥った理由について報告を求めている。
<p>7. 小規模企業者等設備資金貸付金</p> <p>(1) 制度に関する具体的な意見・要望を求めるなど利用状況報告書の内容を充実すべき（意見）</p> <p>「4. 地域産業振興資金貸付金」に記載の意見と同様に、制度に関する具体的な意見・要望を求めるなど利用状況報告書の内容を充実すべきである。</p>	利用状況報告書の様式の備考欄を意見・要望欄に修正した。

<p>(2) 融資後の融資資金使途にかかる県によるモニタリングが不十分（意見）</p> <p>「3. 中小企業経営革新企業支援資金貸付事業」に記載の意見と同様に、必要に応じて現物確認を行うことを制度化し、融資後の融資資金使途にかかる県によるモニタリングを強化すべきである。</p>	<p>平成26年度より（公財）ひょうご産業活性化センターに赴き、下記について実行できているか立入検査を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 融資金の返済に滞りがある融資先については、年1回以上訪問し、融資対象資産の現物確認を行い、確認状況を「交渉結果報告書」に記録する。 ・ 融資対象資産が流動性・転売可能性の比較的高い資産である正常な融資先については、3年に1回以上訪問し、融資対象資産の現物確認を行い、確認状況を「訪問等記録（兼報告書）」に記録する。
<p>(3) 修正財務諸表に基づいて債務償還能力の検討を行い、その結果を記録すべき（意見）</p> <p>「4. 地域産業振興資金貸付金」に記載の意見と同様、融資審査における検討証跡を残し、説明責任を果たすため、また担当者の審査能力の維持・向上を図るために、決算数値の修正を適宜行った上で債務償還能力の検討結果を調査書に記録すべきである。</p>	<p>決算書の数値を適宜修正し、実質的償還能力により融資の判断を行い、その検証結果を調査書に記載している。</p>
<p>8. 小規模企業者等設備資金貸付事業損失てん補金</p> <p>(1) 個別の融資先の事情に応じた適切な事後助言のあり方を再考すべき（意見）</p> <p>活性化センターによる融資後の経営状況のモニタリングについては、個別の融資先の事情に応じた適切な事後助言のあり方について一考の余地がある。</p> <p>本来、活性化センターが実施する融資は、公益性があり、民間金融機関が実施する融資とは異なるものであることから、融資の審査を厳しくすることは必ずしもふさわしくないが、融資先のリスクを適切に認識した上で、計画の進捗状況が思わしくなく、経営指導等の対応が必要と判断した融資先に対して適時に経営支援を行うことは、滞納のリスクの軽減だけでなく、事業者の経営力向上による地域経済の活性化という真の産業政策の目標にも寄与すると考える。</p>	<p>平成21年に中小企業庁の会計検査により完了検査の厳格化を指摘されており、現在では、融資先の翌事業年度に必ず完了検査を行うようマニュアルが整備され、当該検査時に決算書の提出を受けている。</p> <p>また、融資先には毎年利用状況報告書に決算書を添付して提出することを依頼しており、決算書の内容を分析し、必要な融資先には事後助言を行っている。</p>
<p>(2) 損失補償時において県は貸倒れの原因把握を行った上で補償の合理性を検討すべき（意見）</p> <p>「6. 中小企業設備貸与事業損失てん補金」に記載の意見と同様、損失補償時において県は貸倒れの原因把握を行った上で補償の合理性を検討すべきである。</p>	<p>損失補償の請求を受ける際に、延滞、あるいはデフォルトに陥った理由について報告を求めている。</p>
<p>9. 小規模企業者等設備貸与資金貸付金</p> <p>(1) 制度に関する具体的な意見・要望を求めるなど</p>	

<p>利用状況報告書の内容を充実すべき（意見） 「4. 地域産業振興資金貸付金」に記載の意見と同様に、制度に関する具体的な意見・要望を求め、利用状況報告書の内容を充実すべきである。</p>	<p>利用状況報告書の様式の備考欄を意見・要望欄に修正した。</p>
<p>(2) 融資後の融資資金使途にかかる県によるモニタリングが不十分（意見） 「3. 中小企業経営革新企業支援資金貸付事業」に記載の意見と同様に、必要に応じて現物確認を行うことを制度化し、融資後の融資資金使途にかかる県によるモニタリングを強化すべきである。</p>	<p>平成26年度より(公財)ひょうご産業活性化センターに赴き、下記について実行できているか立入検査を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 融資金の返済に滞りがある融資先については、年1回以上訪問し、融資対象資産の現物確認を行い、確認状況を「交渉結果報告書」に記録する。 ・ 融資対象資産が流動性・転売可能性の比較的高い資産である正常な融資先については、3年に1回以上訪問し、融資対象資産の現物確認を行い、確認状況を「訪問等記録（兼報告書）」に記録する。
<p>(3) 修正財務諸表に基づいて債務償還能力の検討を行い、その結果を記録すべき（意見） 「4. 地域産業振興資金貸付金」に記載の意見と同様、融資審査における検討証跡を残し、説明責任を果たすため、また担当者の審査能力の維持・向上を図るために、決算数値の修正を適宜行ったうえで債務償還能力の検討結果を調査書に記録すべきである。</p>	<p>決算書の数値を適宜修正し、実質的償還能力により融資の判断を行い、その検証結果を調査書に記載している。</p>
<p>10. 小規模企業者等設備貸与事業損失てん補金 (1) 損失補償時において県は貸倒れの原因把握を行った上で補償の合理性を検討すべき（意見） 「6. 中小企業設備貸与事業損失てん補金」に記載の意見と同様、損失補償時において県は貸倒れの原因把握を行った上で補償の合理性を検討すべきである。</p>	<p>損失補償の請求を受ける際に、延滞、あるいはデフォルトに陥った理由について報告を求めている。</p>
<p><公益財団法人兵庫県勤労福祉協会> (1) 出向職員が退職した場合における取扱いについて事前に取り決めておくべき（意見） 出向者が退職した場合の退職金の負担額について、予め契約書において定めておく必要がある。</p>	<p>平成26年度から出向先との契約書に、退職金負担額についても記載している。</p>
<p>(2) 中小企業従業員共済事業について現状を分析すべき（意見） 協会において加入対象となる事業者の全体数を調査していないため、潜在的な未加入事業者がまだ相当数存在するの、あるいは民間企業の共済事業に加入しているなどの理由により既に飽和状態にあるのか、現状を把握できていない。今後の方向性を見出すためにも、情報を整理し、まずは</p>	<p>県内中小企業の福利厚生制度の導入状況について、商工会議所・商工会にヒアリング調査を行った。</p> <p>その結果、商工会議所等会員企業における中小企業従業員共済制度加入事業所が4.0%と少なく、福利厚生アウトソーシング会社利用事業所や</p>

<p>現状を分析すべきである。</p>	<p>親睦会活動の延長線上の福利厚生実施事業所ともに限定的であった。</p> <p>そのため、独自の福利厚生制度を持たない企業は依然として相当数見込まれるため、引き続き加入を促進し、加入率の向上を図る。</p>
<p>(3) 発注業務につき工夫を行い、コスト削減に努めるべき (意見)</p> <p>経費削減方法の選択肢として、施設保守管理を一括してビルメンテナンス業者に発注する方法がある。</p> <p>公共施設であるため経費削減のみを目標とすることは避けるべきであり、地元企業の公平な受注機会は確保されるべきであるが、効率的な管理運営のため一括発注を選択肢に加えることを検討すべきである。</p>	<p>県民利用施設であり、故障時の迅速な対応が必要であることから、これまで施設保守管理にあたっては、地元企業への個別発注としてきた。平成27年度については各施設が既に複数年度契約を締結しているが、より効率的な管理運営を図るため、複数年契約終了後、施設保守管理の一括発注を選択肢に加える。</p>
<p>(4) 駐車場管理運営事業につき、管理者は公益を目的とする団体に広く募集すべき (意見)</p> <p>当該駐車場用地は、行政財産であるため、管理者は公益を目的とする団体であることが条件となるが、勤労福祉協会でなければ実施できない事業であるとは考えられないため、公益を目的とする団体に対して広く募集を図るべきである。</p>	<p>当該用地は本庁舎の隣接地、近接地ということもあり将来的な施設整備の可能性もあることから行政財産とし、容易に原状回復ができる状態にしておく必要があるが、有効活用を図る必要もある。</p> <p>当該行政財産の活用にあたっては、(公財)兵庫県勤労福祉協会1団体からのみ申請があり、その活用目的が容易に復元可能な駐車場であったことからこれを許可し、現在同団体が当該駐車場用地の管理運営を行っている。</p> <p>同協会は当該駐車場以外にも長年にわたって駐車場の円滑な管理運営の実績があるとともに、当該駐車場においてもこれまで問題なく適切な管理運営を行っていることから、現時点では駐車場管理運営事業に最も適した団体である。また、同団体は当該駐車場活用にあたり、既に相当の投資をしている。</p> <p>今後も引き続き効率的な運用に努める。</p>
<p>(5) 融資事業利用の促進に努めるべき (意見)</p> <p>融資実績額が融資目標額を大幅に下回っており、従来の広報活動を見直すとともに利用者促進に努めるべきである。</p>	<p>利用促進策として、平成25年度から、新たに保証料の半額助成を実施し、公立高校・大学、私立中学・高校・大学、各種専門学校等に周知を図ってきた。現在利用者は増加傾向にあり、今後とも、その動向を把握し、更なる利用促進に努める。</p>
<p>(6) 実績報告書において、計画目標値と実績値の比較分析をすべき (意見)</p> <p>各事業の実績数値が記載されているが、計画目標値が記載されておらず、計画目標値と実績値の比較分析がなされていない。実績報告書において</p>	<p>平成25年度事業報告書から、計画目標値と実績値を記載している。</p>

<p>は、実績値と対比するかたちで計画目標値を記載し、計画目標値と実績値の比較分析をすることが望ましい。</p>	
<p><公益財団法人計算科学振興財団></p> <p>(1) 翌年度の会計処理となっている委託金の返還は当年度に未払計上すべき（結果）</p> <p>平成24年度における国からの受託契約（平成24年度科学技術試験研究委託事業「HPCIの運営（産業利用促進）」）において、実績との差額335千円が翌年度処理となっていたが、会計上は未払金（預り金）計上すべきである。</p> <p>これは、年度末を挟んで担当者の異動もあり、その実績との差額情報が決算担当者にタイムリーに伝わらなかったためと考えられるが、今後、業務の引継ぎを十分に行うなどして、再発防止に努める必要がある。</p>	<p>平成25年度決算においては、事業実施部門と総務部門が連携を図り、実績報告書に基づき、未払金を計上した。</p> <p>今後とも、事業部門と総務部門との連携を図り、適切な経理処理に努める。</p>
<p>(2) 中期計画の重点目標に記載している目標数値の見直しが必要（意見）</p> <p>全ての重点目標について、初年度から達成率が100%を超えているが、初年度の達成率が100%超となる目標数値はあまり意味を持つとは言えない。</p> <p>平成26年度から新たな3年間の中期計画を策定するにあたり、その前提条件となる事業環境に大きな変化等がある場合は、中期計画の重点目標に記載されている目標数値の見直しが必要である。</p>	<p>平成26年3月に策定した中期事業計画の達成目標数値については、これまでの活動実績や財団を取り巻く状況を踏まえて設定している。</p> <p>今後も計画策定時の前提条件に大きな変化等があった場合は、適切に対応する。</p>
<p><公益財団法人ひょうご科学技術協会></p> <p>(1) 事業の継続性を検討すべき（意見）</p> <p>先端科学技術支援センタービルの管理受託業務、放射光ナノテク研究所、兵庫県ビームラインの管理受託業務が兵庫県立大へ移管され、事業縮小傾向にある現状を踏まえて、まず事業継続の必要性を検討すべきである。</p> <p>そのうえで、事業継続の必要性があると判断した場合は、外部からの派遣等は最小限にとどめ、プロパー職員の養成を図る等、協会の人材面での自立度を高めていくことの検討が必要である。</p>	<p>協会は主に放射光科学分野での事業を縮小しているが、幅広い研究活動に対する支援や研究開発成果の産業界への技術移転の促進、更には産学官の連携・交流の強化に向けた事業を展開しており、引き続き、本県における科学技術振興の中核的機構であることが求められている。</p> <p>このため、播磨科学公園都市における事業の縮小にあわせ、協会本部事務局を神戸市内へ移転するとともに、県施策とのより一層の連携を推進するため、県科学振興課職員を協会職員に併任するなど体制の見直しを行ってきた。</p> <p>また、協会の事業の安定的、効率的な運営に向け、事業に精通する県OBを今後とも活用していく。</p>
<p><公益財団法人兵庫県国際交流協会></p> <p>(1) ひょうご国際プラザの賃借面積の有効利用を検討すべき（意見）</p> <p>魅力あるイベントの開催をはじめ、利用者数の増加を見込める有効な活用策を検討する必要がある。</p>	<p>平成26年6月にセミナールームの廃止及び図書スペースの一部を縮小した一方、近隣小学校を</p>

<p>ると考える。 さらに図書についても、限られた蔵書のなかで図書の利用サービスを行うことは効率が悪く、むしろ近隣の公的な図書施設（JICA、灘図書館等）に集約して民間人との国際交流を図る等、図書室スペースについても別途有効活用を検討する必要がある。</p>	<p>招いたイベント等を開催するなど、施設の有効活用を図っている。</p>
<p>(2) インフォメーションセンターの運営方法の見直しを検討すべき（意見） 相談件数は減少傾向にあり、平成24年度の相談件数は平成15年度に比して約30%減少している。 同様の相談機関は、各市町において設置されているわけではないため、4言語（英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語）に対応できる相談員がいることは特筆できるが、県が各市町の相談機関と連携を密にして運営することが、県全体の立場からは効果的と考える。 今後、相談業務については、県が運営していくとすれば、より効率的な運営方法を検討する必要がある。</p>	<p>相談件数の減少要因は、在住外国人の定住化に伴い単純な相談が減少したこと、インターネットの普及及び多言語表示のホームページが充実してきたことが考えられる。 その反面、医療、DV（ドメスティック・バイオレンス）など高度で専門的な相談が増加してきており、1件あたりの相談内容が多岐にわたり複雑化してきている。 同様の相談機関の多言語での設置が進まない以上、県が同センターを廃止することはできないが、相談対象言語の再考を行うなど効率的な運営について検討していく。</p>
<p>(3) 私費外国人留学生奨学金を支給した留学生のフォローが必要（意見） 奨学金を受けた留学生が、卒業後、県内企業への程度就職したかを把握して、今後の奨学金制度の見直し改善に役立てる必要があると考える。 少なくとも、奨学金支給の前提となる卒業に至ったかどうかを確認する必要がある。</p>	<p>就職及び学業成就の把握については、平成26年度から各大学に対して、前年度の受給者の進級・卒業の状況報告を求め、状況把握に努めている。 また、受給者に対しては、受給者証交付式の際に卒業後の進路を報告するよう指導し、県内企業への程度就職したかの把握に努めているとともに、既存の「奨学生名簿」に、卒業後の連絡先等の項目を追加し、卒業後も本県からの情報を提供できるようネットワークを構築している。 併せて、平成26年度からは、従来、交付決定時のみ開催していた留学生の参加行事を年度途中でも開催し、留学生同士の交流や兵庫県への理解を深めることとした。</p>
<p><公益財団法人兵庫県科学技術振興財団> (1) 助成金交付者から経過報告書及び完了報告書を全件回収することが必要（結果） 企業に支払った助成金が、当初想定した研究開発に適切に使用され、研究成果を挙げることに貢献したことを確認するために、研究報告書は全件必ず回収し、内容を確認する必要がある。</p>	<p>平成26年 9月に交付対象者に対して研究報告書の提出が必要である旨、周知を徹底した。研究報告書未提出の採択者に対しては早期の提出を求め、全件回収を図り、研究成果を確認する。</p>